

平成23年3月31日制定  
平成26年7月 3日改正  
平成27年6月 2日改正  
平成28年6月 1日改正  
平成29年6月23日改正

## 事業者排出量削減指針

### (目的)

第1条 この指針は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、条例第27条第1項に規定する事業者排出量削減計画書（以下「計画書」という。）の作成及び条例第30条第1項に規定する事業者排出量削減報告書（以下「報告書」という。）の作成に関する事項並びに条例第28条第1項の規定による事業者排出量削減計画書に係る評価及び条例第31条第1項の規定による事業者排出量削減報告書に係る評価に関して、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この指針において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

### (温室効果ガスの排出の量の算定の範囲)

第3条 特定事業者が自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する際の組織上の範囲は、本市の区域内において特定事業者が所有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設（以下「事業所等」という。）とする。

第4条 特定事業者が自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業者が所有している事業所等において他人から供給された電気、熱を使用した時に、その電気、熱を作るに当たって電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）あるいは熱供給事業者（熱を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有し、又は経営支配下に置いている施設から発生した温室効果ガスの排出

(2) 特定事業者が所有している事業所等における化石燃料の燃焼による排出、生産工程における排出等事業者が所有している事業所等の施設、車両から発生した温室効果ガスの排出

2 事業活動に起因して発生する温室効果ガスの種類は、活動の種類に応じて、別表第1に示すとおりとする。

### (規模要件の算定方法)

第5条 規則第3条第1項に規定する別に定める方法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる方法とする。ただし、都市ガスにあつては、標準状態に換算した1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算するものとする。

2 規則第3条第4項に規定する別に定める方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「地球温暖化対策推進法施行令」という。）第4条に掲げる地球温暖化係数を各種の温室効果ガスの数量に乗じるものとする。

(特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法)

第6条 特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法（都市ガス及び他人から供給された電気を除く。）は、地球温暖化対策推進法施行令第6条各号に定める方法とする。

2 都市ガスにあつては、1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを二酸化炭素0.0509トンとする。

3 他人から供給された電気にあつては、別表第2に示す係数を乗じるものとする。

4 特定事業者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該実測等に基づく係数を用いて、温室効果ガスの排出の量を算定することができる。

5 特定事業者からの温室効果ガス排出の量の算定に当たって用いる係数は、計画期間を通じて一定とする。

(計画書の記載事項)

第7条 計画書の記載事項等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者の概要

ア 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

イ 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

ウ 主たる業種

エ 細分類番号（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類の番号）

オ 事業者の区分

(2) 削減計画の基本的事項

ア 計画期間

計画期間を記載するものとする。ただし、計画期間の第2年度又は第3年度において特定事業者に該当することとなった事業者にあつては、計画期間のうち、特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除いた期間とする。

イ 基本方針

計画期間を通して、温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置を総合した方針を示すものとする。

ウ 計画を推進するための体制

温室効果ガスの排出の量を削減するための取組を推進する責任者、担当者及び点検体制を示すものとする。また、本市の区域内における環境マネジメントシステムの名称、適用範囲、取得年月日等についても記載できるものとする。

(3) 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

ア 事業活動に伴う排出の量

(イ) 基準年度

計画期間の前年度における温室効果ガスの排出の量を記載するものとする。

(ロ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標を記載するものとする。

(ウ) 増減率

計画期間中の温室効果ガスの排出の量の目標の平均の量から基準年度の温室効果ガスの排出の量を差し引き、基準年度の温室効果ガスの排出の量で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

イ 評価の対象となる排出の量

(ア) 基準年度

原則として計画期間の直前三年度における温室効果ガスの排出の量の平均の量を記載するものとする。ただし、直前三年度の間に事業所の増減等により、排出量に大幅な変動が生じた場合においては、計画期間の前年度における温室効果ガスの排出の量を記載することができるものとする。なお、自らが実施した地球温暖化対策により削減された温室効果ガスの量を他の者が削減したものとみなすための取引を実施した場合にあっては、当該取引により他の者に移転した温室効果ガスの削減の量を加算して記載しなければならない。

(イ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標から、第8号に規定する森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する各年度における目標の量及び第10号カに規定する超過削減量を差し引いた量を記載するものとする。

(ウ) 増減率

計画期間中の温室効果ガスの排出の量の目標の平均の量から基準年度の温室効果ガスの排出の量を差し引き、基準年度の温室効果ガスの排出の量で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

ウ 目標の根拠

目標の設定に当たっては、第14条に規定する目標削減率を考慮して、工場、事業所の排出に係る活動区分ごとの燃料等の使用の状況、設備の運用改善によるエネルギー使用の合理化、設備の更新及び増減、再生可能エネルギーの利用、将来的な事業活動の見込み（事業所数の増減等も含む）、社会情勢等を総合的に勘案して目標の量を設定し、その考え方を記載するものとする。

(4) 原単位当たりの温室効果ガス排出量等

事業上の区分（事業所、工場、店舗、部門、製造ライン、営業車両など）等ごとに原単位当たりの温室効果ガスの排出の量の目標を設定し、記載するものとする。

ア 原単位の指標

事業の用に供する建築物の用途ごとに、当該区分における温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられる数量（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を特定事業者が自らの判断で設定するものとする。なお、原則として計画期間中は設定した原単位の指標は変更しないものとする。

(ア) 基準年度

計画期間の前年度における原単位を記載するものとする。

(イ) 第1年度、第2年度及び第3年度

計画期間中の各年度における原単位の目標を記載するものとする。

(ウ) 増減率

計画期間中の原単位の目標の平均から基準年度の原単位を差し引き、基準年度の原単位で除した数字に、100を乗じた数値を記載するものとする。

イ 原単位の指標及び目標の根拠

温室効果ガスの排出の量を削減するための取組及び措置が適正に反映されると考える数量（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）の設定理由及び目標とする計画数値の設定の考え方を記載するものとする。

(5) 重点的に実施する取組の実施計画

温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施すべき対策として別表第3に掲げる対策（以下「重点対策」という。）の実施率（必須項目であって本市の区域内の事業所において該当する対策のうち、実施又は実施を計画している対策の数に選択項目のうち実施又は実施を計画している対策の数を加算した数値を、必須項目であって本市の区域内の事業所において該当する対策の数で除した数字に、100を乗じた数値をいう。以下「重点対策実施率」という。）を記載するものとする。

(6) 具体的な取組及び措置

計画期間中の各年度において温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする主な取組及び措置の内容について記載するものとする。

(7) 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置

ア 措置の内容

特定事業者が所有する本市の区域内の事業所において、従業員の通勤における自動車等の使用を控えさせるために実施している措置又は実施しようとする措置の具体的な内容を記載するものとする。なお、措置の内容に関して目標数値を設定している場合は、可能な限り数値を記載するものとする。

イ 上記の措置を採用する理由

従業員の通勤における自己の自動車等の使用を控えさせるために実施しようとする措置の内容について、当該措置を採用する理由を記載するものとする。また、いかなる措置も取り得ない場合には、その理由を記載するものとする。

(8) 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量

ア 森林の保全及び整備によるもの

京都府森林吸収量認証制度に基づき申請を行った京都市内の森林における保全及び整備活動について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の森林吸収の量を記載するものとする。

イ 地域産の木材の利用によるもの

京都府産木材認証制度に定める方法により算定される他の木材を利用した場合に比べて

発生が抑制される二酸化炭素(木材の輸送に係るものに限る。)の量を記載するものとする。

ウ 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの

本市の区域内において再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱のうち、他の者に供給する予定量を、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算し、同量に1.5を乗じた数値を記載するものとする。

(ア) 他の者に供給した電力 電力量1キロワット時に、再生可能エネルギーを利用している事業所で使用する電気供給事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。ただし、再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の全量を他の者に供給するものについて、その予定量は、本市の区域外の事業所や家庭において利用した再生可能エネルギーによるグリーン電力証書等の購入によるもの及び本市の区域外の事業所や家庭において削減され、又は吸収された二酸化炭素の量の購入予定量と併せ、基準年度の温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする。

(イ) 産業用に供給した蒸気 1ギガジュールを1.02ギガジュールに換算した後、0.060を乗じる。

(ウ) 産業用以外に供給した蒸気、温水、冷水 1ギガジュールを1.36ギガジュールに換算した後、0.057を乗じる。

エ グリーン電力証書等の購入によるもの

一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたグリーン電力証書又はグリーン熱証書を、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算し、同量に1.5を乗じた数値を記載するものとする。ただし、本市の区域外の事業所や家庭において利用した再生可能エネルギーによるグリーン電力証書等の購入予定量については、第8号ウ(ア)に規定する上限を設ける。

(ア) グリーン電力証書 購入予定量1キロワット時に、グリーン電力証書を購入した事業所に電力を供給する電気供給事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

(イ) グリーン熱証書 購入予定量1ギガジュールに0.057を乗じる。

オ 温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量の購入によるもの

他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-V E R)制度、J-クレジット制度、DO YOU KYOTO?クレジット制度及び京都版CO2排出量取引制度により認証された量の購入予定量を記載するものとする。ただし、本市の区域外の事業所や家庭において削減され、又は吸収された二酸化炭素の量の購入予定量については、第8号ウ(ア)に規定する上限を設ける。

(9) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

次に掲げる地球温暖化対策に資する社会貢献活動を実施している場合には、その活動の内容を記載することができる。

ア 低炭素社会の実現に貢献する事業の実施

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減を実現する機器の製造又はサービスの提供を事業として実施している場合、その内容を記載するものとする。なお、他者の温室効果ガス

の排出の量の削減量について、推計することが可能な場合は、その数値を記載し、計算の過程を示す書類を添付するものとする。

イ 地域における環境学習の実践、他の者が実施する環境学習への協力

学校や地域団体等に対して環境学習を実施している、又は他の者が実施する環境学習に対して協力を行っている場合は、その内容を記載するものとする。

ウ 市街地の緑地の保全に関する取組

特定事業者が所有する事業所の敷地外において、緑地の保全に関する取組を実施している場合は、その内容を記載するものとする。

エ 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策

特定事業者が自主的に取り組む廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づく対策を除く。）を実施している場合は、その内容を記載するものとする。

オ その他地球温暖化対策に資する社会貢献活動

アからエに掲げるもの以外の地球温暖化対策に資する社会貢献活動について、記載することができる。

(10) 特記事項

次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 代表者の変更

代表者の変更が生じた場合、変更が生じた日付及び変更前、変更後の代表者氏名を記載する。

イ 事業所の増減

事業所の新設、廃止及び合併等、事業所数に変更が生じた場合、変更が生じた日付及び変更内容を記載する。

ウ 特異な判断

温室効果ガスの排出の量の算定に当たって独自の係数を使用する場合、その他、計画書記載事項の把握及び集約についてやむを得ず特異な判断を行った場合は、その理由及び内容を記載する。

エ 社会的責任に関する取組

第7条第9号に掲げる「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」に該当しない事業者の社会的責任に関する取組のうち、環境保全又は環境改善に関する取組について記載することができる。

オ 再生可能エネルギーの導入計画及び導入実績

設備の設置規模及び創出するエネルギー量を記載するものとする。

カ 超過削減量の差引を行う年度及びその量

(ア) 超過削減量

直前の計画期間における実績の削減量から目標削減量（目標削減率の分だけ削減を達成したものとして算出される削減量）を減じたものに、次号に規定する補正率を乗じた量とする。

(イ) 補正率

補正後基準年度排出量を補正前基準年度排出量で除した量を補正率とする。直前の計画期間中の基準年度の排出量（第3号イ(ア)に規定するもの）を補正前基準年度排出量とし、補正前基準年度排出量を第6条第3項に規定する係数により計算したものを補正後基準年度排出量とする。

(11) 添付図書

ア 計画書は、次の資料を添付して提出するものとする。

(ア) 別に定める温室効果ガス排出量内訳書及び温室効果ガス排出量内訳書別紙（以下「内訳書」という。）

(イ) 重点対策実施率算出シート及び重点対策実施の根拠資料（前計画期間において実施せず、当該計画期間で初めて実施するものに限る。）

イ 計画書の記載事項に関して説明が必要な場合、その内容を説明する資料を必要に応じて添付するものとする。

（報告書の記載事項等）

第8条 報告書の記載事項は、計画書に記載した計画内容に沿って、当該報告年度における実績を記載するものとする。

2 記載の方法は、第7条各号に定めるほか以下の各号による。

(1) 実績に対する自己評価

当該報告年度における温室効果ガスの排出の量等の増減の要因、計画書における温室効果ガスの排出の量等の目標の達成に向けた考え方等を記載するものとする。

(2) 各年度の具体的な取組及び措置の内容

当該報告年度において実施した重点対策等の具体的な内容を記載するものとする。

3 基準年度の温室効果ガスの排出の量及び原単位当たりの温室効果ガス排出量は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとする。

4 当該報告年度以外の年度の内訳書は添付を要しない。

（内訳書の記載事項）

第9条 内訳書の記載事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者名

本市の区域内に所有する事業所が1事業所の場合は、当該事業所の名称を記載するものとする。なお、複数の事業所を有する場合は、事業所の合計又は小計の内訳書には事業者名に「合計」又は「小計」と追記し、それぞれの事業所の内訳書には事業所の名称を記載するものとする。

(2) 提出書類の区分

内訳書が、計画書又は報告書のいずれの内訳を示すものであるかを記載するものとする。

(3) 記載年度

内訳書に記載する項目の該当年度を記載するものとする。

(4) 記載年度の区分

内訳書の記載年度の区分について、「基準年度（実績）」、「目標年度（計画）」又は「報告年

度(実績)」のいずれかを記載するものとする。ただし、基準年度を記載する場合にあっては、算定に用いた全ての年度について、内訳書を作成し提出するものとする。

(5) A 事業所等排出区分

ア エネルギー種別

使用しているエネルギーの種別ごとに記載するものとする。なお、例示のエネルギーの種別以外のエネルギーを使用している場合には、「上記以外のエネルギー」の欄に当該エネルギーの種別を記載するものとする。

イ 実数値

事業所等で使用した全ての燃料等エネルギーの量を、「単位」に示す単位で記載するものとする。

ウ 原油換算数量、二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、エネルギーの種類ごとの原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。なお、地球温暖化対策推進法施行令第6条各号に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギーの種別の名称を明示したうえで、根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量、二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 蒸気、温水、冷水の供給元

蒸気、温水、冷水の供給を受けてエネルギー源とした場合は、供給元の名称を記載するものとする。

カ 自家発電

自家発電を行っている場合は、当該発電量を記載するものとする。

(6) B 輸送車両排出区分

ア エネルギー種別

使用しているエネルギーの種別ごとに記載するものとする。

イ 実数値

道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者であって、事業用車両の燃料として使用したエネルギーの量を、「単位」に示す単位で記載するものとする。なお、鉄道事業者にあつては、本市の区域内における量を特定できない場合に限り、「鉄道事業者の京都市内分指標」により、本市の区域内の量を按分して記載するものとする。

ウ 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、エネルギーの種別の原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。なお、地球温暖化対策推進法施行令第6条各号に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギーの種別の名称を明示したうえで根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量，二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 年度末使用車両数

自動車にあっては本市の区域内の事業所を登録地又は活動の根拠地としている3月31日時点の台数を記載するものとする。鉄道車両にあっては3月31日時点の全ての車両数を記載するものとする。

カ 鉄道事業者の京都市内分指標

鉄道事業活動に伴う排出量を案分する指標として，本市区域内の営業キロ数を単位として記載するものとする。

キ 自家発電

自家発電を行っている場合は，当該発電量を記載するものとする。

(7) C その他排出区分

ア 実数値

温室効果ガスの種別ごとに，環境省の「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」を参考として，排出した温室効果ガスの数量を記載するものとする。なお，当該温室効果ガスを閉鎖系内で循環使用する場合にあっては，当該年度において追加購入した量とする。

イ 二酸化炭素換算数量

数値の換算に当たっては，第5条及び第6条に定める方法によるものとする。

ウ 合計

二酸化炭素換算の数量を集計するものとする。

エ 該当する排出源の名称

温室効果ガスを排出する施設，工程の名称等を記載するものとする。

2 内訳書の別紙は，次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業所等の名称及び事業所等の種別

本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が，前年度において原油に換算して500キロリットル以上の事業所については，事業所等の名称及び種別を記載するものとする。

(2) 「合計」「A事業所等排出区分」「B輸送車両排出区分」「Cその他排出区分」

第5条及び第6条に定める方法により，各事業所における各区分のエネルギーの使用量の原油換算数量，二酸化炭素換算数量を求め，それぞれ記載するものとする。本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が，前年度において原油に換算して500キロリットル未満の事業所については，その合計を「その他事業所の合計」に記載するものとする。

3 「市内事業所数の合計」に，本市の区域内における事業所の総数を記載するものとする。

(事業者排出量削減計画書等提出書の作成)

第10条 計画書等の提出は，別に定める事業者排出量削減計画書等提出書（以下「提出書」という。）を添えて行うものとする。

(計画書の変更等)

第11条 提出した計画書の内容のうち、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、事業者排出量削減計画変更届（以下「変更届」という。）に、提出書及び当該変更を反映させた計画書等を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 名称及び事業所等に変更があったとき。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減に関する基本方針に変更があったとき。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減に関する推進体制に変更があったとき。
- (5) 温室効果ガスの排出量の削減に関する目標に変更があったとき。
- (6) 事業所等の新設又は廃止があったとき。
- (7) 事業所等の用途の変更があったとき。
- (8) 事業の経営の統合又は分社を行ったとき。
- (9) その他計画書に記載した事項について、大幅な変更があったとき。

2 前項第6号から第8号により計画書の変更を行う特定事業者は、当該事由による温室効果ガスの排出の量の増加又は減少の量を、単年度の量に按分し、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に加算又は減算しなければならない。ただし、前項第6号から第8号により増加し、又は減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に第14条に規定する目標削減率の絶対値を乗じて得た量を超える場合に限る。なお、年度ごとに前項第6号から第8号の変更が生じることが明らかである場合においては、平成28年度の温室効果ガスの排出量の報告を行う際に、過去3年間の変更に伴う温室効果ガスの排出の量の増加又は減少の量をまとめたうえで、単年度の量に按分して基準年度の量に加算又は減算できるものとする。

3 前項に掲げるもののほか、変更後の計画書の作成については、第4条から前条までの規定を準用する。

（提出書類の控への保存）

第12条 特定事業者は、提出した計画書及び報告書の控え（内訳書及びその他の添付図書を含む。）を当該計画期間に係る報告が完了するまで保存しなければならない。

（目標の達成状況等と次期計画）

第13条 特定事業者は、計画期間の各年度の温室効果ガスの排出の量及び具体的な措置の実施状況に基づき、目標の達成状況を確認し、より高い目標の設定又は新たな目標の設定、目標を達成するための措置の内容の見直しを行い、次期計画を策定し、提出することとする。

（目標削減率）

第14条 計画期間における温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標として本市が求める削減率（第7条第3号イに規定する増減率と同じ計算をするもの、以下「目標削減率」という。）は、次の各号に掲げる事業者の主たる業種に基づく区分に応じ、当該各号に掲げる数値とする。

- (1) 運輸部門（条例第2条第1項第6号イ又はウのいずれかに該当する特定事業者）  
マイナス1パーセント
- (2) 産業部門（日本標準産業分類の大分類がAからEに該当する特定事業者）  
マイナス2パーセント

(3) 業務部門（前2号のいずれにも該当しない特定事業者） マイナス3パーセント

（評価の対象）

第15条 計画に対する評価は、計画書の提出期限後に、当該計画書その他の添付図書により行うものとする。ただし、変更届を提出した事業者に対しては、変更後の計画書により行うものとする。

2 実績に対する評価は、計画期間が終了した年度の翌年度に、当該年度に提出する報告書により行うものとする。

（評価の基準）

第16条 評価は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減及び低炭素社会の実現に貢献する取組に対して、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 計画作成の基本的事項に関する評価

次に掲げる項目のうち該当しないものがある事業者は、D評価とし、次号以降の評価を行わないものとする。

ア 計画を実施するための推進体制が整備されていること

イ エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理していること

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を検討し、設定していること

エ 原単位の改善目標を検討し、設定していること

オ 温室効果ガスの排出の量の削減に係る対策について検討を行っていること

(2) 重点対策実施率に関する評価

重点対策実施率が100パーセント以上の事業者にあつては、次号の評価において、目標削減率を1パーセント緩和して評価を行うものとする。

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減の目標

温室効果ガスの排出の量の削減の目標について、次の方法により評価を行う。

ア 第7条第3号イに規定する「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より小さい数値である特定事業者は、A評価とする。

イ 前号に該当する特定事業者のうち、次に掲げる全ての項目に該当するものは、S評価とする。

(ア) 計画期間中に目標削減率の2倍以上の削減を実施していること

(イ) 原単位当たりの温室効果ガスの排出量を、年率1パーセント以上削減していること

(ウ) 重点対策実施率が100パーセント以上であること

ウ 「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より大きい数値である特定事業者は、C評価とする。

エ 前号に該当する特定事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、B評価とする。

(ア) 計画期間中に実施しようとする具体的な取組及び措置に係る削減量について、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価した場合に「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より小さい値となること

(イ) 原単位当たりの温室効果ガスの排出量を年率2パーセント以上削減していること

(ウ) 重点対策実施率が110パーセント以上であること

(評価結果の通知及び公表)

第17条 市長は、評価を行ったときは、速やかに特定事業者に対しその結果を通知し、公表するものとする。

(事業者に対する指導及び助言)

第18条 市長は、第16条の評価に基づき、評価が優良な事業者又は評価の低い事業者を主たる対象に指導及び助言、又は状況調査等を行うものとする。

(表彰)

第19条 条例第32条の規定により表彰する特定事業者は、報告書に対する評価の結果がSとなった特定事業者の中から、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて決定する。

(特定事業者以外の事業者による計画書及び報告書の提出)

第20条 第4条から前条までの規定は、特定事業者以外の事業者が計画書及び報告書を作成し、提出する場合について準用する。

附 則 (平成23年3月31日)

- 1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に計画書を提出した特定事業者にあつては、平成22年度の報告書の提出について、なお従前の例によるものとする。
- 2 平成23年度から平成25年度の計画期間において特定事業者が使用する電気の発電に伴う二酸化炭素排出量の算定に必要な二酸化炭素排出係数は、一般電気事業者及び特定規模電気事業者ごとに次の各号に掲げる係数とする。
  - (1) 北海道電力株式会社 0.000433 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (2) 東北電力株式会社 0.000468 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (3) 東京電力株式会社 0.000384 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (4) 中部電力株式会社 0.000474 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (5) 北陸電力株式会社 0.000374 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (6) 関西電力株式会社 0.000294 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (7) 四国電力株式会社 0.000407 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (8) 九州電力株式会社 0.000369 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (9) イーレックス株式会社 0.000586 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (10) エネサーブ株式会社 0.000498 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (11) 王子製紙株式会社 0.000472 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (12) オリックス株式会社 0.000704 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (13) 株式会社エネット 0.000429 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (14) 株式会社F-Power 0.000483 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (15) サミットエナジー株式会社 0.000675 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (16) JX日鉱日石エネルギー株式会社 0.000433 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (17) 昭和シェル石油株式会社 0.000901 t-CO<sub>2</sub>/kWh
  - (18) 新日鉄エンジニアリング株式会社 0.000685 t-CO<sub>2</sub>/kWh

- (19) ダイヤモンドパワー株式会社 0.000467 t-CO<sub>2</sub>/kWh
- (20) 日本テクノ株式会社 0.000670 t-CO<sub>2</sub>/kWh
- (21) パナソニック株式会社 0.000749 t-CO<sub>2</sub>/kWh
- (22) 丸紅株式会社 0.000540 t-CO<sub>2</sub>/kWh
- (23) その他の電気事業者 0.000561 t-CO<sub>2</sub>/kWh

附 則（平成26年7月3日）

この指針は、平成26年7月3日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に平成23年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者にあつては、平成23年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出について、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年6月2日）

この指針は、平成27年6月2日から施行する。ただし、改正後の指針の施行日前に平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者にあつては、平成26年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出について、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の指針の施行日以降に条例第27条第3項の規定に基づく変更後の計画書を提出する特定事業者にあつては、改正後の指針を適用するものとする。

附 則（平成28年6月1日）

この指針は、平成28年6月1日から施行する。ただし、平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成に関して、平成28年3月31日以前の旧電気事業法に規定される特定規模電気事業者から供給された電気の計算については、本指針第9条第5号ア及び同条第6号アの規定について、なお従前の例による。この場合、電気の計算において、熱量の換算係数は従前のとおり全日平均値を採用し、京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書等の様式を定める要綱第4号様式中の昼間買電区分に当該電気供給事業者名を記載するものとする。また、平成27年6月2日の改正附則において、従前の例によるものとされた三ふっ化窒素追加の規定について、平成26年度以降の3年間の各年度の事業者排出量削減報告書及び添付書類の提出については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年6月23日）

この指針は、平成29年6月23日から施行する。ただし、平成26年度以降の3年間の計画期間とする事業者排出量削減報告書の作成については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係） 対象活動の種類と対象となる温室効果ガスの種類

活 動 の 種 類	対象となる温室効果ガス						
	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>	NF <sub>3</sub>
電気供給事業者から供給された電気の使用	○						
熱供給事業者から供給された熱の使用	○						
燃料の使用							
ボイラーにおける燃料の使用	○	○	○				
ガスタービン、ディーゼル機関等各種定置型機関における燃料の使用	○	○	○				
その他の炉における燃料の使用	○	○	○				
家庭用機器における燃料の使用	○	○	○				
航空機の飛行	○	○	○				
自動車の走行	○	○	○				
鉄道車両の運行	○	○	○				
船舶の運航	○	○	○				
電気炉の使用		○	○				
燃料からの漏出							
原油の精製		○					
都市ガスの生産		○					
工業プロセス等							
セメントの製造	○						
生石灰の製造	○						
石灰石及びドロマイトの使用	○						
アンモニアの製造	○						
各種化学製品（アジピン酸、エチレン、カーボンブラック等）の製造	○	○	○				
アルミニウムの製造					○		
麻酔剤の使用			○				
農業							
家畜の飼養（反すう等）		○					
家畜の飼養（ふん尿処理）		○	○				
水田における稲の栽培		○					
耕地への化学肥料の使用			○				
耕地への有機肥料の使用			○				
放牧地における牛のふん尿の直接排出		○	○				
農業活動に伴う農業廃棄物の焼却		○	○				
廃棄物							
廃棄物の埋立処分		○					
産業排水の処理		○					
生活排水の処理（下水道終末処理場及び浄化槽）		○	○				
一般廃棄物の焼却	○	○	○				
産業廃棄物の焼却	○	○	○				
HFC等3ガスの生産と消費							
HCFC-22の製造に伴うHFC-23の副生成				○			
HFCの製造				○			
PFCの製造					○		
SF <sub>6</sub> の製造						○	
NF <sub>3</sub> の製造							○
HFCが封入された製品（家庭用電気冷蔵庫（凍）庫等）の製造				○			
変圧器等電気機械器具の製造						○	
SF <sub>6</sub> が封入された電気機械器具の使用、点検						○	
HFCが封入された自動車用エアコンディショナーの製造				○			
HFCが発泡剤として含有する発泡プラスチックの製造				○			
溶剤又は洗浄剤としての使用				○	○		
半導体素子等の加工工程におけるドライエッチング又は製造装置の洗浄				○	○	○	○

別表第2（第6条関係） 電気供給事業者ごとの二酸化炭素排出係数

電気供給事業者	二酸化炭素排出係数(t-CO2/kwh)	電気供給事業者	二酸化炭素排出係数(t-CO2/kwh)
北海道電力株式会社	0.000669	エネサーブ株式会社	0.000364
東北電力株式会社	0.000556	エネックス株式会社	0.000522
東京電力エナジーパートナー株式会社（旧：東京電力株式会社）	0.000500	荏原環境プラント株式会社	0.000163
中部電力株式会社	0.000486	MBエナジー株式会社	0.000953
北陸電力株式会社	0.000627	王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	0.000568
関西電力株式会社	0.000509	王子製紙株式会社	0.000446
中国電力株式会社	0.000697	大阪ガス株式会社	0.000413
四国電力株式会社	0.000651	オリックス株式会社	0.000550
九州電力株式会社	0.000509	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ	0.000519
沖縄電力株式会社	0.000802	株式会社アシストワンエナジー	0.000643
アーバンエナジー株式会社	0.000255	株式会社アップルツリー	0.000097
愛知電力株式会社	0.000512	株式会社アドバンテック	0.000641
アストモスエネルギー株式会社	0.000328	株式会社イーエムアイ	0.000508
アンフィニ株式会社	0.000296	株式会社イーセル	0.000475
イーレックス株式会社	0.000555	株式会社いちたかガスワン	0.000365
池見石油株式会社	0.000683	株式会社岩手ウッドパワー	0.000074
いこま電力株式会社	0.000569	株式会社ウエスト電力	0.000296
一般財団法人泉佐野電力	0.000536	株式会社S E ウイングズ	0.000502
出光グリーンパワー株式会社	0.000228	株式会社S-CORE	0.000048
伊藤忠エネクス株式会社	0.000489	株式会社エックスパワー	0.000524
伊藤忠商事株式会社	0.000560	株式会社エナジードリーム	0.000545
HTBエナジー株式会社	0.000615	株式会社エナリス・パワー・マーケティング	0.000311
エコエンジニアリング株式会社	0.000520	株式会社エネット	0.000418
S B パワー株式会社	0.000072	株式会社F-Power	0.000480
N F パワーサービス株式会社	0.000522	株式会社関電エネルギーソリューション	0.000463

株式会社グローバルエンジニアリング	0.000536	近畿電力株式会社	0.000542
株式会社洗陽電機	0.000517	京葉瓦斯株式会社	0.000435
株式会社コンシェルジュ	0.000240	合同会社北上新電力	0.000402
株式会社サイサン	0.000434	御所野縄文電力株式会社	0.000048
株式会社サンックス	0.000379	西部瓦斯株式会社	0.000481
株式会社G-Power	0.000000	サミットエナジー株式会社	0.000397
株式会社JNCパワー	0.000000	JXエネルギー株式会社	0.000513
株式会社新出光	0.000488	志賀高原リゾート開発株式会社	0.000166
株式会社生活クラブエナジー	0.000335	滋賀電力株式会社	0.000502
株式会社タクマエナジー	0.000443	シナネン株式会社	0.000400
株式会社地球クラブ	0.000478	芝浦電力株式会社	0.000776
株式会社津軽あっふるパワー	0.000018	湘南電力株式会社	0.000357
株式会社東急パワーサプライ	0.000558	昭和シェル石油株式会社	0.000308
株式会社東芝	0.000097	新電力おおいた株式会社	0.000449
株式会社トヨタタービンアンドシステム	0.000458	新日鉄住金エンジニアリング株式会社	0.000683
株式会社とんでん	0.000388	須賀川瓦斯株式会社	0.000421
株式会社中之条パワー	0.000340	鈴与商事株式会社	0.000384
株式会社ナンワエナジー	0.000536	生活協同組合コープこうべ	0.000339
株式会社日本セレモニー	0.000491	泉北天然ガス発電株式会社	0.000309
株式会社ネオインターナショナル	0.000549	総合エネルギー株式会社	0.000688
株式会社バランスハーツ	0.000554	大一ガス株式会社	0.000570
株式会社パルシステム電力	0.000089	大東エナジー株式会社	0.000516
株式会社V-Power	0.000262	ダイヤモンドパワー株式会社	0.000320
株式会社フォレストパワー	0.000071	太陽ガス株式会社	0.000407
株式会社フソウ・エナジー	0.000579	大和エネルギー株式会社	0.000664
株式会社ベイサイドエナジー	0.000508	大和ハウス工業株式会社	0.000521
株式会社みらい電力	0.000379	中央電力エナジー株式会社	0.000524
株式会社リミックスポイント	0.000535	テス・エンジニアリング株式会社	0.000322
株式会社リレポ	0.000569	テプコカスタマーサービス株式会社	0.000419
株式会社Loop	0.000400	東京エコサービス株式会社	0.000102
川重商事株式会社	0.000431	東燃ゼネラル石油株式会社	0.000508

凸版印刷株式会社	0.000538	ミサワホーム株式会社	0.000556
長崎地域電力株式会社	0.000341	三井物産株式会社	0.000015
にちほクラウド電力株式会社	0.000455	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.000495
日産トレーディング株式会社	0.000366	水戸電力株式会社	0.000297
日本テクノ株式会社	0.000358	宮崎パワーライン株式会社	0.000082
ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社	0.000534	みやまスマートエネルギー株式会社	0.000525
パシフィックパワー株式会社	0.000440	みんな電力株式会社	0.000464
パナソニック株式会社	0.000495	森の電力株式会社	0.000000
はりま電力株式会社	0.000553	リエスパワー株式会社	0.000485
日立造船株式会社	0.000000	リコージャパン株式会社	0.000600
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.000026	緑新電力株式会社	0.000476
北海道瓦斯株式会社	0.000365	和歌山電力株式会社	0.000503
本田技研工業株式会社	0.000490	ワタミファーム&エナジー株式会社	0.000548
丸紅新電力株式会社	0.000411	代替値	0.000587

別表第3（第7条関係） 重点対策

番号	対象設備・施設		対策		基準		
	名称	規模要件等	名称	分類		基準の補足	注意事項
1	特に定めず	年間の原油換算エネルギー使用量が500kL以上の事業所	機器管理台帳の整備	必須項目	主要なエネルギー使用設備について、機器管理台帳が整備されている。	全ての事業所がテナントであるなど、設備機器の管理権限がない場合は本対策を適用しない（契約書等により確認）。	特になし
2	特に定めず	年間の原油換算エネルギー消費量が500kL以上の事業所	エネルギー使用量の把握	必須項目	エネルギーの種類別使用量、設備別使用量が把握されており、エネルギーフローが作成可能である。	全ての事業所がテナントであるなど、設備機器の管理権限がない場合は本対策は適用しない（契約書等により確認）。	特になし
3	特に定めず	特になし	管理標準設定	必須項目	主要なエネルギー使用設備について、管理標準が整備されている。	全ての事業所がテナントであるなど、設備機器の管理権限がない場合は本対策は適用しない（契約書等により確認）。	特になし
4	ボイラー	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準別表第1（A）（以下、判断の基準別表第1（A）という。）基準空気比の適用対象に限る	空気比の適正管理	必須項目	判断の基準別表第1（A）基準空気比	メーカーからの見解書（空気比の引き下げの限界を定量的に示すもので、メーカー側の責任者により押印されたものに限る。）の提出により、その値を基準として取り扱うことができる。	左記見解書は公表対象となる。
5	ボイラー	判断の基準別表第1（A）基準空気比の適用対象に限る	効率管理	必須項目	効率を定量的に管理し、その評価及び改善の方向性が示されていること。	特になし	効率自体に基準値を設けるものではない。2回/年以上頻度で確認されていること。提出様式を定める。
6	ボイラー	判断の基準別表第1（A）基準空気比の適用対象に限る	圧力・温度の管理	必須項目	圧力・温度の管理値が設定されており、その妥当性が評価されている。また、それらの値が管理されている。	特になし	その圧力・温度であることの妥当性を自己評価することを狙っている。1回/日以上以上の頻度で値がチェックされている必要がある。

7	蒸気配管	特になし	蒸気配管のバルブ等の保温	必須項目	蒸気配管、ヘッダ、バルブが保温されている。	特になし	提出及び市による確認は、ヘッダ、バルブに限るが、配管等の保温も求める（立入等で適宜確認する）。
8	熱源設備	大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に該当する熱源設備	空気比の適正管理	必須項目	空気比 1.3（算定は判断の基準別表第 1（A）備考に示された方法による。）	メーカーからの見解書（空気比の引き下げの限界を定量的に示すもので、メーカー側の責任者により押印されたものに限る。）の提出により、その値を基準として取り扱うことができる。	左記見解書は公表対象となる。
9	熱源設備	冷水（ブラインを含む）または温水を発生させるもの	効率管理	必須項目	効率（COP）を定量的に把握し、その評価及び改善の方向性が示されていること。	特になし	効率自体に基準を設けるものではない。2回/年以上の頻度で確認されていること。提出様式を定める。
10	熱源設備	空調目的で冷水を発生させるもの	空調負荷に応じた冷水出口温度管理	必須項目	空調負荷を考慮して冷水出口温度が調整されている。	特になし	下記に該当する場合は本対策を適用しない <ul style="list-style-type: none"> <li>冷水の搬送動力の増加分が冷凍機のエネルギー減少分を上回る場合（定量的に示す必要がある。）</li> <li>冷凍機の出口温度の設定変更ができない場合（仕様書やメーカーの見解書（担当者の押印のあるもの）により示す必要がある。）</li> </ul>
11	食品ショーケース（冷凍冷蔵機能を保有するもの）	店舗	ショーケースの適正管理	必須項目	食品のショーケースの設定温度もしくは蒸発温度、冷氣・暖気等の放散対策、照明等の熱負荷対策等に関する基準が設定されている。	特になし	特になし
12	空調機	特になし	室内温度の適正管理	必須項目	室内温度が、夏季冷房時は 26℃以上（推奨 28℃）、冬季暖房時は 22℃以下（推奨 19℃）に管理されている。	工場、データセンター、病院等、左記温度での管理が妥当でない場合は、関係法令・規格等による基準、メーカーの見解書等を基準温度とすることができる。	室内温度を実測し、管理している必要がある。

13	空調機	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条第一項に定められる「特定建築物」	外気導入量の適正管理	必須項目	夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入していること。 (空気環境測定結果がある場合は、夏季冷房期間及び冬季暖房期間の人の多い箇所におけるCO <sub>2</sub> 濃度が800ppm程度であり、外気が有効に活用できる期間におけるCO <sub>2</sub> 濃度が外気と同程度である。)	全熱交換器が設置されており、適正に運用されていることが確認できれば、その系統は本対策を実施済みとみなす。	外気の導入を積極的に行う必要がある場合には、その妥当性を定量的に示す資料の提出により、非該当とみなすことができる。
14	空調機	特になし	フィルターの清掃	必須項目	空調設備のフィルター清掃に関する運用方法が整備されており、フィルターの清掃実施記録がある。	特になし	年2回以上清掃又は交換されている必要がある。
15	空調機	特になし	温度検出器の適正配置	必須項目	室内温度調整に用いられる温度検出器が適切に配置されている。	室内温度を代表するような位置に設置されている必要がある。	温度検出器が商品等で覆われている、あるいはスポット照明に照らされている等の場合は当然ながら不適切と判断される(立入等で適宜確認する)。
16	クリーンルーム	クリーンルーム (JIS Z8122 コンタミネーションコントロール用語に定義されるクリーンルーム)	クリーンルームの適正管理	必須項目	クリーンルームのクレンジング等の妥当性について自己評価されている。	特になし	特になし
17	照明	特になし	照明設備の運用管理	必須項目	照明設備の運用方法(スイッチの管理方法、照度の基準値等)が定められている。	特になし	提出様式を定める。
18	照明	点灯時間が年間4000時間以上となる蛍光灯(ただし状況確認は必須)	蛍光灯の高効率化	必須項目	LED又はHfタイプに相当する効率のものを採用している。	安全性確保、工事期間の確保、投資回収が見込めない等の理由が示される場合には、その部分是非該当とみなす。	特になし(任意に使用できる様式を定める。)

19	照明	点灯時間が年間2500時間以上となる水銀灯(ただし状況確認は必須)	水銀灯の高効率化	必須項目	高効率放電ランプ等の効率の高い光源が採用されている。	安全性確保, 工事期間の確保, 投資回収が見込めない等の理由が示される場合には, その部分是非該当とみなす。	特になし(任意に使用できる様式を定める)
20	ポンプ	モーター出力合計が15kW以上となる一の系統を構成するポンプ	流量管理の評価	必須項目	ポンプにより構成される流体の一の搬送系統における流量管理の実態が把握, 評価されており, 今後の対応方針が示されている。	特になし	提出様式を定める。
21	ファン・ブロワ	モーター出力合計が11kW以上となる一の系統を構成するファン・ブロワ	風量管理の評価	必須項目	ファン・ブロワにより構成される一の搬送系統における風量管理の実態が把握, 評価されており, 今後の対応方針が示されている。	特になし	提出様式を定める。
22	ファン	特になし	地下駐車場の換気管理	必須項目	地下駐車場の利用状況に応じた, 換気設備のスケジュール運転がなされている。又はCO <sub>2</sub> 濃度やCO濃度による換気の制御システムを導入している。	特になし	特になし
23	情報通信機器専用区画	情報通信機器専用の用途に用いられており, 無停電電源装置(UPS)等の専用の電源設備を有する壁等で区切られた区画	情報通信機器専用区画の管理	必須項目	UPSの定格容量と効率, サーバーの定格容量(kVA), UPS入力電力量に対する電算エリア専用空調の消費電力量を把握している。	特になし	特になし
24	給湯設備	給湯温度の設定及び貯湯機能を保有する給湯設備	給湯設備の適正管理	必須項目	貯湯温度が80℃以下に設定されている。また, 省エネモードやスケジュール設定機能が活用されている。	貯湯温度を80℃以下に設定できない理由がある場合は, その理由と妥当と判断される温度を示すことで実施済みと判断される場合がある(妥当性は市側で判断する。)	特になし

25	コージェネレーション設備	特になし	コージェネレーション設備の効率管理	必須項目	コージェネレーション設備の発電効率、熱利用効率及び総合効率が定期的に把握されている。また、それらの目標値が設定されている。	特になし	発電効率、熱利用効率、総合効率に基準値を設定するものではない。年2回以上確認されている必要がある。提出様式を定める。
26	コンプレッサ	モーター出力合計が15kW以上となる一の圧縮空気システムを構成するコンプレッサ(容積型に限る)	コンプレッサの吐出圧の適正化	必須項目	圧縮空気使用設備(減圧弁二次側)の要求する圧力と吐出圧(RTの圧力下限値)の差が0.1MPa以内である。	必要圧力差が定量的(圧力損失の和として)に示される場合には、基準値を変更することが可能	特になし
27	コンプレッサ	モーター出力合計が15kW以上となる一の圧縮空気システムを構成するコンプレッサ(容積型に限る)	コンプレッサの吸気温度管理	必須項目	・コンプレッサの吸気温度低減策がとられている。 ・コンプレッサの吸気温度が把握されている。	吸気温度低減策が不可能である場合は、その客観的状況を理由書として提出することで対象外と取り扱うことができる。	特になし
28	圧縮空気配管	モーター出力合計が15kW以上となる一の圧縮空気システムすべて	圧縮空気配管図の整備	必須項目	現状を反映した圧縮空気配管図が整備されている。	特になし	特になし
29	自動車	特になし	エコドライブの励行	必須項目	エコドライブに関するマニュアルが整備されており、運転者に対する講習が行われている。	講習は社外講習も可とする。	エコドライブの定義については京都市環境政策局作成の「くるまでeco」に記載されている内容とする。
30	自動車	特になし	自動車の適正な維持管理	必須項目	自動車の点検、整備に関するマニュアルが整備されており、運転者又は整備担当者に対する講習が行われている。	・講習は社外講習も可とする。 ・車両の整備を行わない事業者は、日常点検の記録及び運転者への点検方法の周知の記録が確認できれば実施済とみなす。	特になし

31	自動車	自社で走行ルートを変更できる事業者に限る(レンタカー事業者、自動車販売会社、バス会社等は対象外とする)	適切な走行ルートの選定	必須項目	適切な走行ルートを選定するための取組がなされている。	適切な走行ルートとは、安全性等の他の配慮すべき点も包括した概念である。	GPS 等を利用した配車システムを導入している場合は加点項目となる。
32	自動車	特になし	燃料使用量等の把握	必須項目	燃料使用量及び走行距離が車両別に定期的に把握されている。	定期的とは、日別(運転日報等)を基本とするが、長距離輸送の場合等、日別の管理が困難な場合は、月単位等の把握も許容する。	特になし
33	鉄道	特になし	車両内空調の管理	必須項目	車両の室内温度の管理が実施されている。	外気導入方法、ドアの開閉方法、弱冷房車の配置等に対する見解が記載されている必要あり。	特になし
34	鉄道	特になし	車両内の照明管理	必須項目	車両内における照明の管理が実施されている。	昼光の活用による車両内消灯や、回送車両等の乗客不在時の消灯等に関する管理方法が示されている必要あり。	特になし
a	特に定めず	特になし	グリーン調達の実施	選択項目	グリーン調達に関するルールが存在し、実践するとともに、その普及に努めている。	特になし	特になし
b	特に定めず	特になし	環境教育・学習の実施	選択項目	京都市民を対象とした環境教育・学習を実施している。	特になし	特になし
c	特に定めず	特になし	DO YOU KYOTO? プロジェクトへの参画	選択項目	京都市環境政策局地球温暖化対策室の「ノーマイカーデー」及び「ブラックイルミネーション(ライトダウンキャンペーン)」等に登録している。	特になし	特になし

d	特に定 めず	特になし	環境配慮製品の 開発・製造	選択 項目	地球温暖化対策に 寄与する環境配慮 製品の開発・製造 を行っており、そ の貢献量を二酸化 炭素換算（単年度 換算値）で推計し ている。又は、環 境配慮製品開発を 研究する事業へ参 画している。	京都市内におい て、開発、製造 される部分（按 分等による推計 も可）に限る。	本対策の確認資料は市に よる公表対象とする。本 来、それらの貢献量は、そ れらの製品を購入したも のが所有するものと考え られるが、本制度におい ては、その価値が二倍にな り、その半分を事業活動 を実施する側が主張でき るものと判断している。
e	特に定 めず	特になし	カーボンフット プリントの実施	選択 項目	自社の製品・サー ビス（商業者の場 合は販売商品を含 む。）について、カ ーボンフットプリ ント（ライフサイ クルアセスメント を含む。）の評価を 行っている。	特になし	特になし
f	特に定 めず	特になし	ピークカット、ピ ークシフト対策 等の実施	選択 項目	「工場等における 電気の需要の平準 化に資する措置に 関する事業者の指 針」（以下「工場等 指針」という。）に 規定する対策を行 っている。	ピーク時期と は、「エネルギー の使用の合理化 等に関する法律」（以下「省エ ネ法」という。） に規定する「電 気需要平準化時 間帯」とする。	特になし
g	特に定 めず	特になし	BEMS, FEMS 等の導入	選択 項目	BEMS（工場等指針 において「ビルエ ネルギー管理シス テム」と規定され ているもの）、FEMS （工場等指針にお いて「工場エネル ギー管理システ ム」と規定されて いるもの）等のエ ネルギー管理シス テムを導入してい る。	一定時間ごとの エネルギー使用 量の「見える化」 に加え、機器の 運転制御を行う ことのできるシ ステムを導入し ていること。	特になし

h	特に定めず	特になし	省エネ診断の受診	選択項目	省エネ診断を受診しており、診断の提案事項に応じた対策を検討している。	省エネ診断を委託する事業者については、民間業者等の種別は問わない。	省エネ診断報告を書面により受けていること（報告資料が提出できること）
i	特に定めず	特になし	搬出入車両のエコカー導入誘導	選択項目	事業所への搬出入を行う者の貨物自動車エコカーへ更新するよう要請している。又は、貨物自動車運送事業者においては、当該事業者にとって業務を行う者が使用する貨物自動車エコカーへ更新するよう要請している。	特になし	更新の有無に関わらず、導入を要請している事実が分かる資料を提出すること
j	特に定めず	特になし	事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施	選択項目	京都府・京都市域内の事業所に限らず、事業者全体で環境に配慮した事業活動を推進している。	京都府・市域内の事業所単位で実施の判断を行うのではなく、事業者単位で実施の判断を行う。	当該計画期間における「地球温暖化対策の推進に関する法律」又は省エネ法に基づく届出の実績を基に実施の判断を行う。
k	特に定めず	特になし	過去（平成 20～22 年度）の設備導入の実施	選択項目	平成 20～22 年度に実施した設備導入に伴う対策であり、設備導入の前後の排出量の差（実測値）が 1 t-CO <sub>2</sub> 以上であるものの削減量の合計を基準年度排出量で除した数値が、目標削減率を超えている。	算定方法が明確化できるものであり、その方法が、適切であると認めることができるものであること	過去の計画期間で「実施済」であった事業者は引き続き「実施済」とする。（改めて資料の提出を求めることはしない。）

l	特に定 めず	特になし	ワークスペース チャージングの 推進	選 択 項 目	事業所内に電気自 動車用充電器を設 置し、自社従業員 の通勤や社外から の来訪者に対し て、EV・PHV の普及促進に取り 組んでいる。	特になし	該当する場合には、充電器 の場内位置図又は充電器 設置場所の写真を提出す ること。
m	特に定 めず	特になし	カーボン・オフセ ットの実施	選 択 項 目	自らの温室効果ガ ス排出量の削減努 力に加え、他者 による削減活動や吸 収源活動に投資し ている。	特になし	該当する場合には、(登録 審査機関が発行する証書 の写しなど) クレジットを 購入したこと示す資料を 提出すること。
n	特に定 めず	特になし	モーダルシフト の推進	選 択 項 目	企業方針としてト ラックや航空機等 による貨物の輸送 を海運又は鉄道の 輸送等へ転換する よう取り組んでい る。	京都府・市域内 の事業所単位で 実施の判断を行 うのではなく、 事業者単位(国 内全事業所分) で実施の判断を 行う。	該当する場合は、CSRレ ポートや環境報告書等を 提出すること。